

軽井沢町
国土強靱化地域計画

令和3年3月

軽井沢町

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 策定趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の目的	3
4 計画期間	4
5 施策の重点化	5
6 各種施策の推進と進捗管理	7
第2章 基本的な考え方	8
1 想定するリスク	8
(1) 地震災害	8
(2) 土砂災害・水害	8
(3) 火山噴火災害	9
(4) 大雪災害	9
参考 第3次長野県地震被害想定	10
2 総合目標、基本目標	12
3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	12
(1) 強靱化を推進する上での取り組み姿勢	12
(2) 適切な施策の組み合わせ	12
(3) 効率的な施策の推進	13
(4) 地域特性に応じた施策の推進	13
第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）	15
1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方	15
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	16
3 脆弱性評価結果	17
第4章 推進方針（取り組むべき事項）	33
1 人命の保護が最大限図られること	33
1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	33
1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	33
1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	34
1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	34
1-5 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	34
1-6 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	35

2	負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	37
2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	37
2-2	救助・救急活動等の不足	37
2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	38
2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	38
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	38
3	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	39
3-1	信号機の停止等による交通事故の多発	39
3-2	町役場をはじめとする行政機関の大幅な機能低下	39
3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	39
3-4	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	39
4	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	40
4-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	40
4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	40
4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	40
4-4	地域交通ネットワークが分断する事態	41
5	流通・経済活動を停滞させないこと	42
5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	42
5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止	42
5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞	42
6	二次的な被害を発生させないこと	43
6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	43
6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	43
6-3	有害物質の大規模拡散・流出	43
6-4	農地・森林等の荒廃	43
6-5	観光や地域農産物に対する風評被害	44
6-6	避難所等における環境の悪化	44
7	被災した方々の日常の生活が迅速に戻る	45
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	45
7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	45
7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	45
7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	45
	別表	46
	別表 1 重要業績指標（KPI）一覧	46

別表 2 個別の事業一覧（軽井沢町国土強靱化地域計画に基づく主な事業）	50
別表 3 主な事業箇所一覧（令和 3 年度予定）	54

第1章 計画の基本的事項

1 策定趣旨

国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。

その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

その後、平成30年12月に、基本計画の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行いました。

長野県においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、すべての県民や長野県に訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で、今後必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として、平成28年3月に長野県強靱化計画を策定しました。

また、長野県強靱化計画の策定後も、日本国内では熊本地震を始め多くの災害が発生するなか、災害対応などを通じて新しい知見や教訓が得られており、長野県においてもこれらの知見や教訓を活用していく必要があるため、平成30年3月に、「第2期長野県強靱化計画」（以下「長野県強靱化計画」という。）として改定を行いました。

長野県強靱化計画によると、長野県の強靱化は、「災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること」を意味しています。

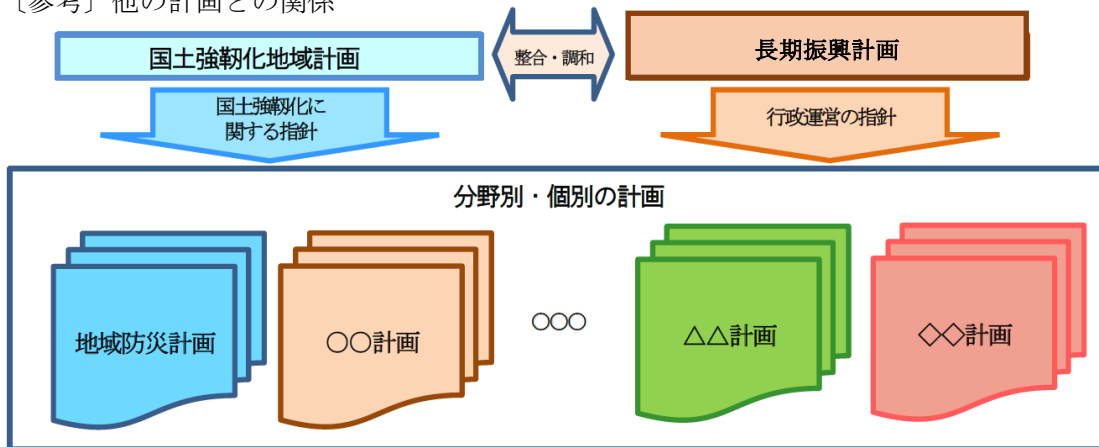
軽井沢町（以下「町」という。）は、平成30年度を初年度とする第5次軽井沢町長期振興計画後期基本計画において、基本方針の一つに「災害に強い安全・安心のまち」を掲げ、それを推進するために、主要施策の一つとして「住民・滞在客を守る防災・減災体制の整備」を柱に位置付け、軽井沢町地域防災計画の見直しや軽井沢町土砂災害防災マップ、浅間山火山防災マップを作成するなど防災・減災への対応を推進してきました。

こうした動向を踏まえ、町においても、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるため、町の強靱化に関する指針となる「軽井沢町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取り組みを推進します。

2 計画の性格

本計画は、大規模自然災害に対する町の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、「第5次軽井沢町長期振興計画」と整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から町における様々な分野の指針となる計画です。

〔参考〕他の計画との関係



〔参考〕強靱化の分野において、軽井沢町国土強靱化地域計画を指針とする計画

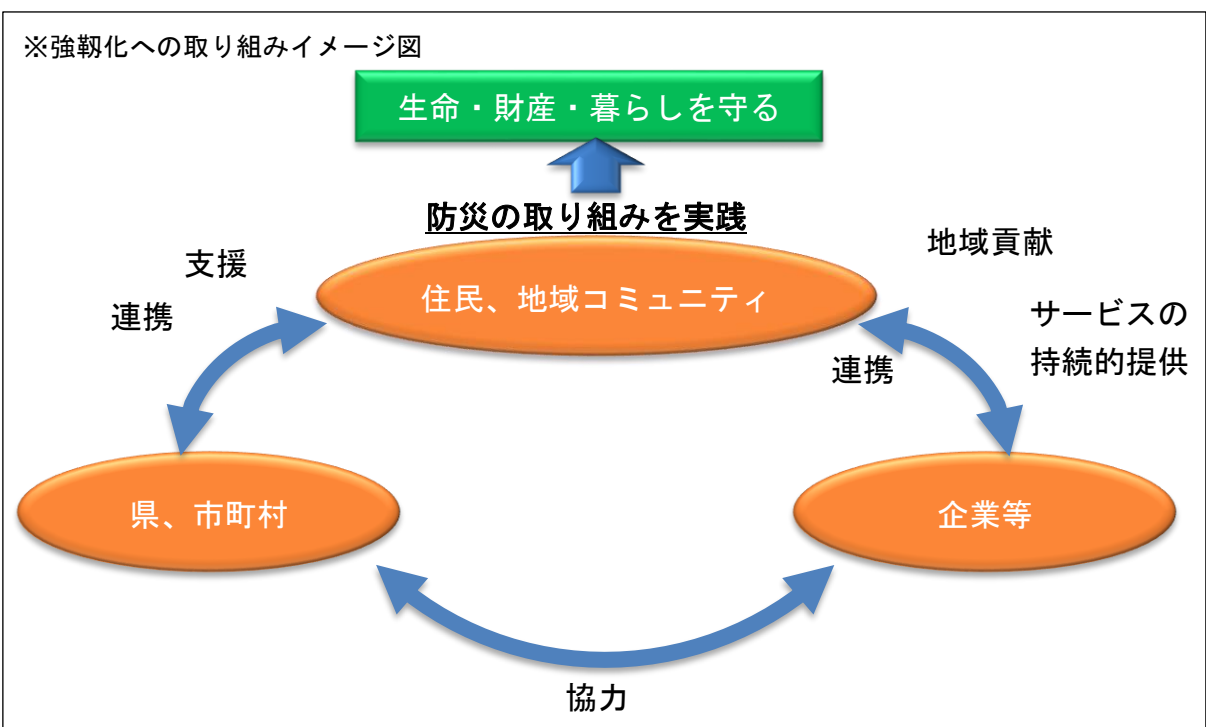
軽井沢町地域防災計画	第8期軽井沢町分別収集計画
軽井沢町国民保護計画	軽井沢町一般廃棄物処理基本計画
軽井沢町行政改革プラン	軽井沢町農業振興地域整備計画
軽井沢町公共施設等総合管理計画	軽井沢町都市計画マスタープラン
軽井沢町地球温暖化対策実行計画	軽井沢町橋梁長寿命化修繕計画(第2期)
軽井沢町情報化基本計画	軽井沢町舗装長寿命化修繕計画
第3次軽井沢町地域福祉計画	軽井沢町耐震改修促進計画
軽井沢町公営住宅等長寿命化計画	第10次軽井沢町上水道事業経営変更計画
軽井沢町老朽危険建物対策要綱	軽井沢町水道ビジョン
第10次軽井沢町交通安全計画	軽井沢町下水道ストックマネジメント計画
軽井沢町緑の基本計画	軽井沢町最適整備構想(農業集落排水施設)
軽井沢町森林整備計画	

3 計画の目的

住民の一番の思いは災害により生命・財産を失わないことにあります。また、長野県が実施した県政モニター調査結果によると、災害時において最も心配することは、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になることが課題として挙げられています。

行政のみならず、事業者、住民も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、住民が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。



4 計画期間

令和3年度を始期とし、国の基本計画や長野県強靱化計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

5 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位が高いものについて、重点化しながら進める必要があります。

災害に際しては、町や消防、警察などによる「公助」とあわせ自ら生命を守る「自助」、みんなで助け合う「共助」が必要です。

そのためには「学び」と「自治」に基づく取り組みが重要であると考え、その観点から軽井沢町国土強靱化地域計画として3つの重点項目を設定しました。

重点項目 1	「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実
<ul style="list-style-type: none">○ 地域防災の要である「消防団」の充実強化に向けた取り組みを実施 (消防団員の加入促進、消防団協力事業所、消防団応援ショップ等地域における理解の拡大)○ 自主防災組織の強化に向けた啓発の実施 (自主防災組織の結成、活動の活性化に必要な支援を実施)○ 要配慮者を対象とする避難体制の整備 (災害時住民支え合いマップや要配慮者支援計画等を作成するなど、要配慮者が安全に避難できるための体制を整備)○ 防災教育の推進・学びの場の拡大 (学校における防災教育のみならず、過去の災害記録の活用や自主防災組織との連携による避難所運営ゲーム等の体験型講座を実施)	
重点項目 2	地震から命を守る建物の強靱化
<ul style="list-style-type: none">○ 住宅所有者に対する耐震化の普及・啓発の実施 (県、連携して住宅所有者に耐震化の重要性を啓発するなどの取り組みを実施)○ 被災者生活再建支援制度などの被災者支援制度の周知 (地震保険と併せ災害時の生活再建に資することを周知)○ 家具の転倒防止対策の普及・啓発の実施 (住宅の中の安全対策の重要性を啓発する取り組みを実施)	

重点項目 3

集中豪雨などから命を守る水害・土砂災害対策

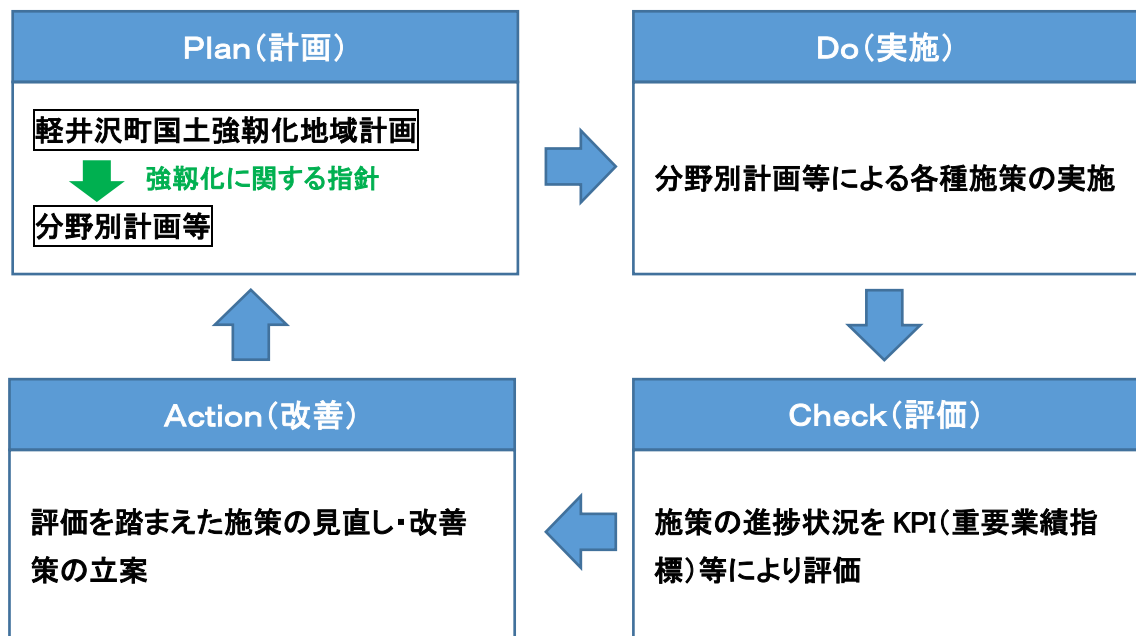
- 大水害に対する「地域の取り組み方針」の策定と対策の実施
(社会全体で大水害に備える水防災意識社会の再構築に向け、「佐久圏域大規模氾濫減災協議会」で取り組み方針を策定)
 - ① 想定最大降雨での洪水浸水想定区域図の作成・周知
 - ② 水位計の新設
 - ③ 県との連携による水害対応タイムラインの作成
- 「土砂災害防災マップ」を活用した土砂災害警戒区域等の周知
(土砂災害警戒区域等の周知や自主防災組織を主体とした避難訓練の実施を促進)

6 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「第5次軽井沢町長期振興計画」、「軽井沢グランドデザイン」、「軽井沢町地域防災計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取り組みを推進します。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取り組みの効果を検証し、必要に応じて計画を見直します。

加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図ります。



第2章 基本的な考え方

1 想定するリスク

町で想定すべき自然災害には、地震災害、土砂災害・水害、火山噴火災害、大雪災害等があります。

なお、特に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下のとおりです。

(1) 地震災害

長野県の地形は、大きくは県土の80%を占める山地と10%以下の盆地に分けられますが、特に山地と盆地の境界部に数多くの活断層が見られ、長野県における地震災害のリスクとなっています。

国の地震調査推進本部では、全国の主要活断層に関して長期評価を行っていますが、長野県内の6つの主要活断層のうち、糸魚川－静岡構造線断層帯（牛伏寺断層を含む区間）ではM_j（気象庁マグニチュード）8程度の地震の発生確率が今後30年間で発生する可能性が14%（算定基準日：平成27年（2015年）1月1日）、境峠・神谷断層帯では主部でM_j7.6程度の地震が0.02%～13%（同）、木曾山脈西縁断層帯では主部／南部でM_j6.3程度の地震がほぼ0～4%（同）、阿寺断層帯では主部／北部でM_j6.9程度の地震が6～11%程度（同）の発生確率となっています。

長野県では、これらの地震に備えるため平成27年3月に長野県第3次地震被害想定を策定しました。

(2) 土砂災害・水害

町は北の浅間山頂より群馬県境に沿って、東へつつじヶ原を経て鼻曲山に達し、更に一の字山、三度山、矢ヶ崎山、入山峠と南下する稜線から和美峠を経て西へ八風山に至る山嶺が町の三方を囲み、西はなだらかに佐久平に続く傾斜地で、標高平均1,000mの高原地帯地です。

町の地勢的条件から、河川はおおむね北東部の山腹に源をなし、南西に流れて湯川水系に集まり千曲川に注いでいます。

地質構造を水系別にみますと、浅間山腹よりの水系一体は主として、浅間山の火山噴出物と第三紀の堆積物とによって大部分をしめています。

矢ヶ崎川、泥川流域は新生砂土層が主で、水害による侵食に弱い箇所が分布していません。

矢ヶ崎川及び精進場川上流の旧軽井沢、三笠地籍は特に新生砂土層が多く、豪雨等に

より川底の上下変化が生じやすく、土石流が発生しやすくなっています。

発地川水系及び茂沢川、中沢川水系等は、八風山系より集水され、流域は第三紀の堆積物が多く、侵食されやすくなっています。

(3) 火山噴火災害

火山の噴火は、地下に蓄積されたマグマのエネルギーの爆発的な放出により、一瞬にして広範な地域に壊滅的な被害をもたらします。

大規模な噴火により発生した火砕流、火山泥流、火砕サージ等は時に秒速 100m以上の高速で襲来するため、噴火を覚知してからでは避難が困難な場合も考えられます。

また、冬期間、山頂付近に雪が積もっている時期に中規模の噴火をし、火砕流が発生した場合、この火砕流により雪が解け、土砂や火山灰と一緒に斜면을高速で流れ下る融雪型火山泥流が発生するおそれがあります。

浅間山においては、過去の噴火においても規模の小さな融雪型火山泥流が発生しており、過去の事例などから町に被害を及ぼす可能性は極めてないものの、万が一発生した場合、町からの情報提供前に被災する可能性もありますので、日頃より噴火に対する知識を身につけ、災害発生時には、自らの判断により早く避難をする必要があります。

(4) 大雪災害

町は冬型の気圧配置による降雪量は少ない地域にあたり、年間の最深積雪の平年値は、約 35 cm ですが、まれに見られる大雪は、湿雪の場合が多く、平成 26 年 2 月 14 日からの降雪では、最深積雪が 99 cm と記録的な大雪になり、高速道路や国道 18 号が順次交通規制を開始したため、国道 18 号には約 400 台もの車両が滞留する事態となり社会的・経済的にも大きな混乱をきたしました。

町は、雪害に対する予防活動の推進を図り、地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持に資するため、主要幹線道路等の交通確保等を図り、雪害予防に万全を期する必要があります。

参考 第3次長野県地震被害想定

長野県は、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震といったこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうると言われている南海トラフの巨大地震に備えるため、県、市町村、地域の防災対策の基礎資料となる実践的で新たな被害想定を平成27年3月に策定した。

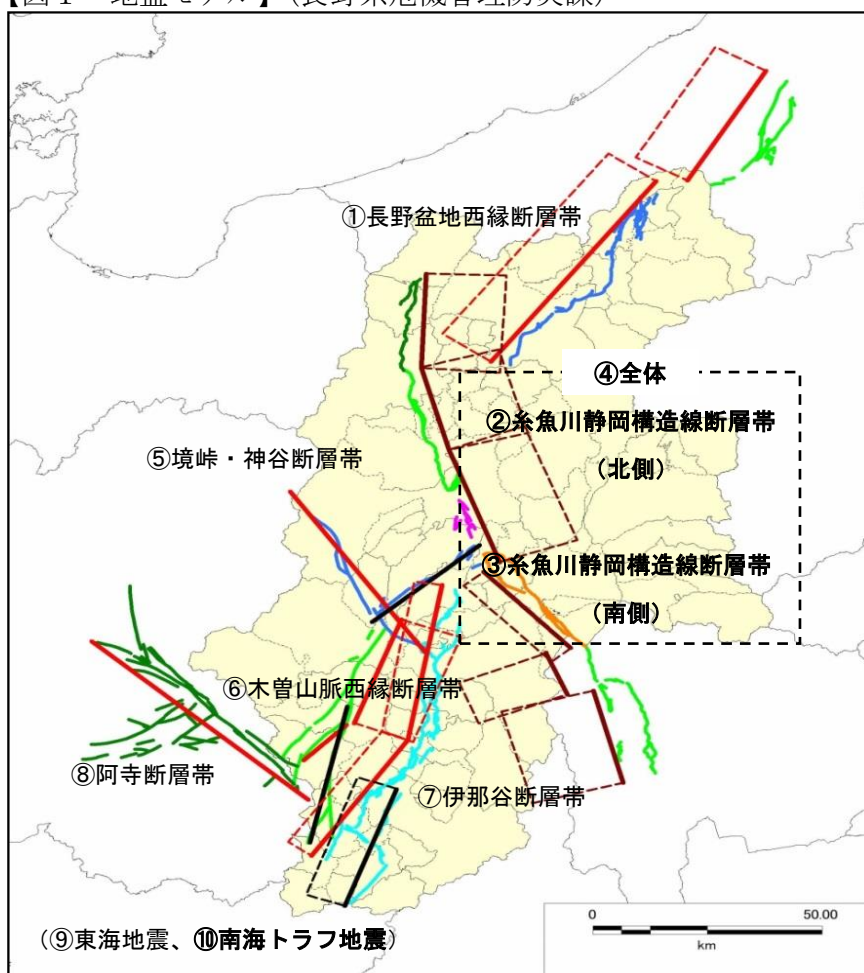
想定地震は、複数の活断層から各地域の地震被害の規模や重なりを考慮して選定した。

想定項目及び想定手法は、最新の科学的知見を踏まえて地震防災対策において必要な項目を選定した。

(1) 地震動の予測結果

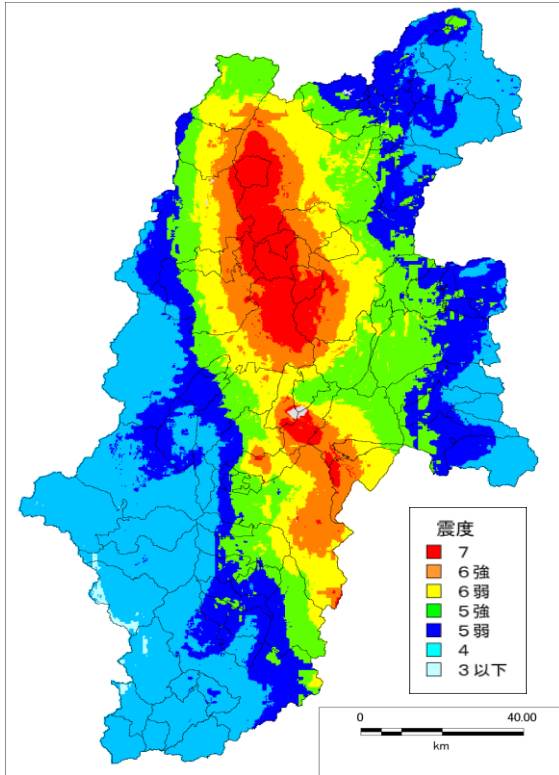
地盤モデルに基づき図1の①～⑩の地震について市町村別の震度予測を行った。

【図1 地盤モデル】(長野県危機管理防災課)

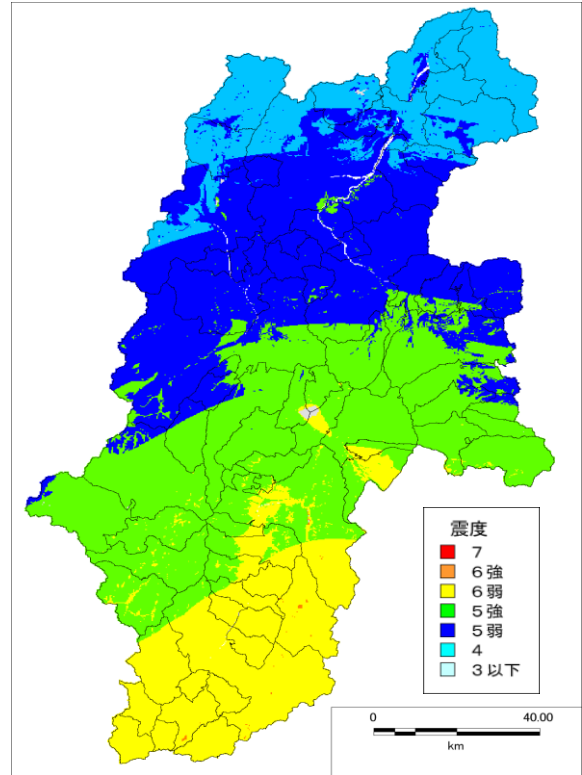


④の地震では、県の北部から中部の広い範囲にわたり震度6弱以上の強い揺れが予測されている。(県内市町村で震度4～7)

⑩の地震では、県の南部から中部の広い範囲にわたり震度6弱、5強の強い揺れが予測されている。



(例) ④糸魚川静岡構造線断層帯 (全体) の地震



⑩南海トラフの地震 (陸側ケース)

(2) 建物、人的被害などの主な予測結果

			④糸魚川静岡構造線断層帯(全体)地震			⑩南海トラフの地震(陸側ケース)			備考
建物被害	全壊・焼失	(棟)	82,750	～	97,940	2,230	～	2,260	予測結果の幅は、季節、時間帯、風速のケース分けによる
	半壊	(棟)	103,450	～	109,620	20,420	～	20,450	
人的被害	死者	(人)	5,570	～	7,060	130	～	180	
	負傷者	(人)	31,160	～	37,760	3,330	～	4,440	
生活支障	避難者	(人)	367,540			59,690			被災2日後(最大)
	孤立集落	(箇所)	566			135			
ライフライン	上水道断水	(人)	1,453,310			701,780			被災直後
	停電	(軒)	700,570			333,620			被災直後

2 総合目標、基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の基本計画が掲げる基本目標と調和を図り設定された、長野県強靱化計画の「総合目標」と「基本目標」は普遍的なものと考えられます。そのため、本計画においても長野県強靱化計画の目標を準用し、以下のとおり本計画の「総合目標」と、「基本目標」を設定します。

総合目標	多くの災害から学び、いのちを守る地域づくり
基本目標	<ol style="list-style-type: none">1 人命の保護が最大限図られること2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること5 流通・経済活動を停滞させないこと6 二次的な被害を発生させないこと7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、町の強靱化を推進する上で配慮すべき事項をまとめ、取り組みを進めていくこととします。

(1) 強靱化を推進する上での取り組み姿勢

- 町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取り組みを推進
- 町が有する抵抗力、回復力、適応力の強化
- 短期的な視点によらず、長期的な視点を持った計画的な取り組みの推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、町と住民とが適切に連携及び役割分担を行いながら取り組みを実施

(3) 効率的な施策の推進

○既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し効率的な施策を推進

(4) 地域特性に応じた施策の推進

○地域コミュニティ機能を向上するとともに、各地域における担い手が適切に活動できる環境整備を推進

○女性や高齢者、子供、障がい者、別荘滞在者、観光客などに配慮した施策の推進

○地域特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮

＜参考＞国土強靱化を推進する上での基本的な方針（※基本計画引用）

（１）国土強靱化の取組姿勢

- ①我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ②短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- ⑨人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）

1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方

国は、基本計画において、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する、いわば「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っています。

この評価は、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、国は45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

また、長野県強靱化計画では、国と同様の枠組みにより脆弱性評価を実施しています。町は、国及び県の脆弱性評価を参考に、以下の手順で評価を実施しました。

① 軽井沢町における「起きてはならない最悪の事態」を設定



② ①に対する軽井沢町の施策、指標の洗い出し



③ ②について現状、問題点を整理



④ ③に対する施策を検討

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標や想定するリスク等を踏まえ、町における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護が最大限図られること	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-5	火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生
	1-6	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	救助・救急活動等の不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発
	3-2	町役場をはじめとする行政機関の大幅な機能低下
	3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-4	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-3	有害物質の大規模拡散・流出
	6-4	農地・森林等の荒廃
	6-5	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-6	避難所等における環境の悪化
7 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 脆弱性評価結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果は、次のとおりです。

1 人命の保護が最大限図られること

(1-1) 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化)

- 平成 23 年には長野県北部地震（震度 6 強）や中部地震（震度 5 強）が、また平成 26 年には長野県神城断層地震（震度 6 弱）が発生し、地震がいつどこで発生するのか予断を許さない状況です。

町内における住宅の耐震化率については、新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 76.7%（令和 2 年）と推計されます。（資料：軽井沢町耐震改修促進計画）

人命の保護とともに、災害発生後もできる限り日常生活が継続できることを目指して、住宅の耐震化を一層進める必要があります。

(無電柱化の推進)

- 電柱は地震の揺れや台風の影響を受けて倒壊することがあります。電柱倒壊による緊急車両の通行障害の発生を防ぐため、市街地の幹線道路での無電柱化を推進する必要があります。

(家具の転倒防止対策)

- 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅内におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要があります。

(町営住宅の老朽化対策)

- 町営住宅の状況を的確に把握し、耐久性の向上等を図るため、計画的に修繕・改善を実施することにより、長寿命化を推進する必要があります。

(空き家対策)

- 空き家は、今後も増加することが予想され、空き家の増加に伴い大規模災害発生時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずる恐れがある老朽危険空き

家も増加することが想定されます。

老朽危険空き家の増加を抑制するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を実施する必要があります。

(1-2) 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(大規模建築物の耐震化)

- 多数の者が利用する大規模な建築物は、地震等により倒壊した場合には、多くの被災者や被害が発生します。また、地震等により天井等が落下した場合にも、多くの被災者が発生します。

町内における多数の者が利用する施設の耐震化率については、昭和 55 年以前に建築されたもの、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものに昭和 56 年以降に建築されたものを加えると 98.3 %と推計され耐震化を一層推進する必要があります。(資料：軽井沢町耐震改修促進計画)

(町施設や公民館の対策)

- 町施設や公民館の中には耐震化が必要なものや老朽化が進んでいるものがあるため、大規模な不具合が発生する前に対策を実施する必要があります。

(1-3) 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

(治水対策)

- 町は急峻な地形や脆弱な地質といった自然条件に加え、局所的な集中豪雨が近年多発していることから、河川の氾濫が頻発するおそれがあります。

このため、河川改修及び流水機能を確保する対策が必要です。

(水防災意識社会の再構築)

- 平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨、平成 28 年 8 月に発生した台風による東日本から北日本での豪雨などにより全国各地で大規模な洪水被害が発生していることから、町内においても同じような大水害が起こり得ることを念頭に、社会の意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと転換し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する必要があります。

(1-4) 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

(土砂災害対策)

- 急峻な地形と脆弱な地質を有する町においては、対策必要箇所が多数存在するた

め、ハード対策の着実な推進と、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要があります。

(森林の荒廃対策)

- 平成 29 年 7 月九州北部豪雨などの山地災害において、崩壊地や土石流流下部が森林域であったことや、流木の発生が災害後の行方不明者捜索や復旧事業の支障となったことなどから、森林整備と施設整備が一体となった治山事業により森林の土砂災害防止機能を向上させ、土砂災害や流木災害を防ぐ「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。

また、これらの取り組みを効果的なものとするために、科学的知見と地域住民の知識に基づいた事前防災治山計画の策定、既存治山施設の長寿命化を計画的に進める必要があります。

(1-5) 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生

(火山防災)

- 浅間山は「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として気象庁の火山噴火予知連絡会によって選定されています。

浅間山の噴火に備え、住民に対する迅速で的確な情報提供や避難誘導のための体制を整えておく必要があります。

また、平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る必要があります。

(1-6) 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

(避難勧告等)

- 災害から被害を受けないためには、自らがその危険性を認識し、迅速な避難行動を起こすことが重要です。

「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において、お互いに協力し合い、日常から災害時を念頭においた防災対策を心がけるよう啓発する必要があります。

(防災教育)

- 災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力を育成するため、学校を始め様々な方法で実践的な安全教育の指導法構築に取り組むなど、引き続き、防災教育の充実を図る必要があります。

(避難行動要支援者)

- 災害発生時に支援を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が、迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めるため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて要配慮者、支援者、社会資源等を把握し、個別計画の策定を推進する必要があります。

(要配慮者利用施設)

- 社会福祉施設などの要配慮者利用施設は、令和元年東日本台風の際にみられるように災害時には要配慮者が迅速な災害対応が困難であることを前提に、地域の実情を反映した警戒避難体制を整備するとともに、管理者を含めた職員が町から発令される避難情報を正しく理解し、迅速な避難行動に移ることができるような取り組みを行う必要があります。

(聴覚障がい者の避難・情報伝達)

- 聴覚障がい者は音声情報による伝達が困難であり、配慮が必要です。手話が言語であることを住民が理解し、手話がコミュニケーション手段として広く普及することにより、「ろう者」の社会参加を促進するとともに、災害時にろう者の安全を確保し、手話で避難誘導のできる住民を増やす必要があります。
また、音声情報のみならず、視覚への情報提供ツールの活用を推進するとともに、聴覚障がい者自らが災害に備えるための取り組みが必要です。

2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

(2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

(緊急輸送路)

- 地震により橋梁等が破損すると、避難や救急・消火活動、緊急物資の輸送に支障が生じる恐れがあります。このため、緊急輸送路における狭あい箇所等の整備、要対策橋梁や沿道建築物等の耐震補強を進める必要があります。

(大雪による孤立)

- 大雪による長時間に及ぶ通行止めは、住民生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。大雪に伴う集落の孤立などを防止するため、道路の除排雪をはじめとして冬期交通の確保対策を推進する必要があります。

(水、食料等の不足)

- 大規模自然災害が発生し、住家等の被害があった場合、被災者はまず、避難所に避難することになりますが、断水や物流の途絶により、水、食料等の生命を維持するための物資が不足する可能性があることから、適切な量と迅速な提供態勢を確保するとともに、水道等の早期復旧を実施する必要があります。

(ヘリコプターによる救急救助、救援物資搬送)

- 大規模自然災害が発生した時には、迅速な救急救助活動や効率的な救援物資搬送等を行う必要があります。道路交通網が被災し、孤立集落が発生した場合等にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的に救急救助や救援物資搬送を実施することが重要です。

(2-2) 救助・救急活動等の不足

(自主防災組織)

- 被害を出さない取り組みである「防災」から、被害を減らす「減災」の取り組みが、地域の防災力の強化に繋がります。災害による被害を最小限に抑えるには、自ら身を守る「自助」、行政機関等の災害支援である「公助」のほか、住民の助け合いである「共助」があり、その「共助」の中心的な役割を果たすのが、自主防災組織の活動です。そのため、地域ごとの自主防災組織の立ち上げや、その活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。

(消防団)

- 消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、各市町村に設置され

る消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。

また、近年は、女性の入団も増加しており、一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模自然災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、火災現場での消火活動、水防活動、台風時の警戒をはじめ住民の避難誘導、警戒区域の設定など、常備消防と連携した活動をしています。

社会情勢の変化、人口減少により消防団員数は減少傾向にあり、団員確保に苦慮しています。団員確保キャンペーン等のPR活動では十分な効果が得られず、より効果的な団員確保に取り組む必要があります。

(消防)

- 大規模自然災害時においては、被災地の救助・救急ニーズが大幅に増加するため、迅速な救助活動等を維持するには、多数の応援を要請する必要があります。

佐久広域連合消防本部との連携によりの確な応援、受援体制を整え迅速な救助活動を実施するため、施設や人員などの消防力の充実・強化を進める必要があります。

(警察との連携強化)

- 災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止するため、平常時から警察と情報交換などを行い、連携強化を図る必要があります。

(自衛隊との連携強化)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要があります。

(2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(民間事業所等との連携強化)

- 災害時において、救助・救急にあたる医療機関等への燃料供給が滞らないよう長野県石油商業組合と「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結しています。平常時から防災知識の普及啓発や災害対策に関する協議を行うなど、連携体制の強化を図る必要があります。

(2-4) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

(災害時の医療支援体制の構築)

- 災害時において連携して迅速かつ的確な医療救護活動（医療救護班の派遣など）

を図るため、小諸北佐久医師会と「災害時の医療救護についての協定」を締結しています。平常時から連絡先の確認など情報交換を行い、連携体制の強化を図る必要があります。

(2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(避難所における感染予防対策)

- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、併せて、パーテーション等を配備するなど、生活空間の衛生を確保する必要があります。

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

(3-1) 信号機の停止等による交通事故の多発

(交通事故の多発防止対策)

- 信号機の停止等による交通事故の多発を防止するため、平常時から警察と情報交換等を行い、連携強化を図る必要があります。

(ラウンドアバウト（環状交差点）の導入)

- ラウンドアバウトは交通を整理するために信号機を使用しないことから停電時においても円滑な交通の流れを維持できるため、既存の六本辻に加え、新たに導入を検討する必要があります。

(3-2) 町役場をはじめとする行政機関の大幅な機能低下

(町の業務継続計画)

- 大規模自然災害時には、町役場も被災するため、人員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。そのため、業務継続計画(BCP)を策定し、見直しを継続していくとともに、災害想定、庁舎機能不能時の対応等について引き続き検討する必要があります。

(広域応援)

- 「長野県市町村災害時相互応援協定」(県市長会、県町村会)により、県内10広域ごとに応援する市町村をあらかじめ定め、物資調達、人的支援等の支援が実施されることになっています。有事の際には有効に機能させるための取り組みが必要となっています。

(役場庁舎の機能確保)

- 大型の台風や記録的豪雨、豪雪など想定を超える自然災害が近年多発している中で、庁舎においては、災害対策本部の設備や機能の分散・不足、非常用電源の不足などが表面化してきており、庁舎の建替えを検討する時期に入ってきています。

(3-3) 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

(通信手段の確保)

- 災害時における情報通信の麻痺、長期停止を招く主な要因として、通信施設の停電・倒壊、通信ケーブルの切断、被災地域への通信集中による輻輳(ふくそう)があります。このため、予備電源を備えた非常時の通信手段をあらかじめ確保しておく必要があります。

(3-4) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない
事態

(情報伝達手段の強化)

- 災害時に住民に対して災害情報を迅速に伝達するため、多様な手段で伝達できる
仕組みを構築する必要があります。

4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

(4-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
(倒木による長期間の停電) ○ 令和元年東日本台風では、強風で倒れた木が電線などを切断したことで、長期間に町内各所で最大約13,000戸が停電、復旧に6日間を要し、生活に大きな影響を与えました。また、倒木により道路が通行止めになった事が、電力会社の復旧作業が遅延した要因となりました。 教訓として樹木の適正な維持管理の大切さが重要視されています。 樹木の所有者は、倒木による停電や交通障害を防ぐために、樹木の適正な維持管理を行う必要があります。
(再生可能エネルギーの導入拡大) ○ 災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、太陽光や地中熱などの再生可能エネルギーを利用した分散型のエネルギー供給体制の整備を支援するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要があります。

(4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
(水道施設の耐震化・老朽化対策) ○ 町水道施設の耐震化を着実に進めるとともに老朽化への対策が必要です。 併せて、水源における風水害への対策が必要です。
(応急給水体制の整備) ○ 災害発生時の飲料水確保のため、停電時における早期の電力復旧対応の要請や関係機関との協力体制の構築等、速やかな応急給水体制の強化を図る必要があります。

(4-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
(汚水処理施設等) ○ 汚水処理施設の耐震化や緊急輸送道路下に埋設したマンホールの浮上防止対策を進める必要があります。 また、浄化管理センター等施設の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位を付けて施設の修繕や改築を進める必要があります。

(4-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(道路の整備)

- 町は急峻な地形を有し脆弱な地質が分布しているため、大雨や地震による土砂崩落等で道路が寸断される事象が多く発生しています。

緊急輸送路の信頼性の向上など、防災・減災の観点から重点的・効率的に町道の整備を推進する必要があります。

(路線バス等地域公共交通の確保)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者等との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通の確保を図る必要があります。

5 流通・経済活動を停滞させないこと

(5-1) サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

(観光と農業の連携も含めた商工業の振興)

- 観光を軸とする第1次・2次・3次産業の連携を強め、町の自然・歴史・文化特性を活かした個性ある特産品や商品の開発、販路開拓を支援するなど、民間企業の活力を引き出す方策を充実していく必要があります。

(企業の事業継続計画（BCP）の策定促進)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画（BCP）を策定しておくことが極めて有効であることから、町内企業におけるBCP策定を促進する必要があります。

(5-2) 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止

(高速道路)

- 災害時においては、高速道路の機能を最大限に活用し、町内の避難所等に迅速に物資供給や人的支援を実行できるように、適切な交通規制によって効率的な道路運用を図る必要があります。

(鉄道)

- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要があります。

(道路の代替性の確保)

- 基幹的交通の分断の態様によっては、代替機能が不足することが想定され、広域的な支援に支障が出るほか、復旧・復興が遅れるため、幹線道路ネットワークの適切な代替性の確保や災害時における関係機関相互の連携を図る必要があります。

(5-3) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

(備蓄、物資の供給)

- 広範囲にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、町の備蓄だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める必要があります。

6 二次的な被害を発生させないこと

(6-1) 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

(土石流、地すべり)

- 地震等などの大規模災害発生後には、土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害発生の危険性が増大します。また、火山噴火発生後は、堆積した火山灰が降雨や融雪に伴い土石流化し、下流域に被害を及ぼす危険性があります。

二次災害の発生を抑制するためには、応急対策工事の実施や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、土砂災害の危険箇所等を点検し、二次災害発生の危険性があるかを確認する必要があります。

(6-2) ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池ハザードマップ作成の推進)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資するハザードマップの作成・公表を行う必要があります。

(ため池の耐震対策)

- 下流への影響が大きいため池について、耐震性点検の結果を踏まえ、地震によるため池の損壊を防止・軽減するため、ため池の耐震化工事を迅速かつ集中的に進める必要があります。

(6-3) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

- 町内の危険物施設(貯蔵所、取扱所)においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要があります。

(6-4) 農地・森林等の荒廃

(農地・農業用施設等の保全管理の推進)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要があります。

(森林維持の推進)

- 山崩れ、土石流等の山地災害による被害を軽減するために、間伐を推進し、森林

の土砂災害防止機能を一層向上させるなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。

(6-5) 観光や地域農産物に対する風評被害

(風評被害の防止)

- 大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。

そのため、国内外に正確な情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。

また、農産物の風評被害を防止するためには、平時から農業者と消費者の顔の見える関係を構築しておくことも有効です。

(海外に対する情報提供)

- 大規模災害が発生した場合、情報量の少なさや地理的な不案内に起因して、外国において実体以上に危険性が強調され、被災地域以外においても外国人観光客が減少するなど、より強い形で外国人観光客の動向に影響が生じることが懸念されます。

そのことから、国内向けと同様に海外に向けても正確な情報提供を行う必要があります。

(6-6) 避難所等における環境の悪化

(避難所の環境対策)

- 県、町、住民がそれぞれの役割において食料等の物資の備蓄の確保に努め、避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、町や住民は避難所の運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。

特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍県民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い方や女性に対する配慮が必要です。

(避難者の健康状態)

- 長引く避難所生活は、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されます。避難所における避難者の健康状態の悪化を防止する必要があります。

(要配慮者に対する対応)

- 熊本地震では、高齢者や障がい者などの要配慮者について、一般避難所から福祉

避難所へ移動する方を選定する際に、明確な基準がなく避難所の自治体職員が判断を迫られたり、障がい者が避難所への受け入れを断られるなどの事例があったことから、要配慮者の方が災害時に適正な避難生活を送ることができるようにする必要があります。

7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

(7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
(大規模災害時の災害廃棄物処理体制の整備)
○ 大規模災害時には、通常の廃棄物に加え大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが求められるため、平時から災害廃棄物の処理体制を整備する必要があります。
(7-2) 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
(道路啓開等)
○ 大規模自然災害により道路にがれき等が散乱すると、緊急車両や生活物資運搬車両等の通行に支障が生じる恐れがあります。このため、速やかな道路啓開等により生活の安定と被災地の復興を支援する必要があります。
(7-3) 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
(被災者生活再建支援金等による支援)
○ 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給すること等により、生活の安定と被災地の速やかな復興を支援する必要があります。
(7-4) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
(自主防災組織)
○ 長引く避難生活等により地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、地域ごとの自主防災組織の立ち上げやその活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。

第4章 推進方針（取り組むべき事項）

「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針は、以下のとおりです。
重要業績指標（KPI）は、別表1のとおりです。

1 人命の保護が最大限図られること

1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

住宅の耐震化（地域整備課）

- 県と連携して耐震診断、耐震改修に対する助成等の支援、耐震工法の事例や事業者等の情報を提供し住宅の耐震を促進します。

無電柱化の推進（地域整備課）

- 県と連携して市街地の幹線道路での無電柱化工事を推進します。

家具の転倒防止対策（総務課）

- 住宅における地震対策について、家具の転倒、落下防止対策の普及啓発を実施します。

町営住宅の老朽化対策（住民課）

- 町営住宅について、「軽井沢町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に修繕等を実施します。

空き家対策（住民課）

- 管理が不十分な老朽空き家等については、「軽井沢町老朽危険建物対策要綱」に基づき、老朽化の防止方法の周知、自発的な改善について意識の醸成や理解増進に努めるとともに、所有者による解体の促進及び利活用の促進を図ります。

1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

大規模建築物の耐震化（地域整備課）

- 県と連携して多数の者が利用する大規模な建築物の耐震診断・耐震補強などの助成を実施するほか、耐震改修に関する情報の提供を行うなど、「軽井沢町耐震改修促進計画」に沿って、計画的に耐震化を進めます。

町施設や公民館の対策（総務課）（こども教育課）（生涯学習課）

- 町施設や公民館の中で耐震化が必要なものや老朽化が進んでいるものについて、大規模な不具合が発生する前に改築や耐震化を図ります。

1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

治水対策（地域整備課）

- 国、県と連携して河川施設及び洪水調節施設の整備や内水対策等を実施し、治水対策を進め、河川管理施設について、定期的に点検を実施するとともに、施設の計画的な修繕を実施します。

水防災意識社会の再構築（総務課）

- 県が設置した佐久圏域大規模氾濫減災協議会において、県と連携して想定最大規模降雨での洪水浸水想定区域図の作成、周知や水位計の増設、水位周知河川の追加による水害危険性の周知を促進します。

1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

土砂災害対策（総務課）（地域整備課）

- 国や県と連携して砂防堰堤の整備などを推進します。
土砂災害防災マップを活用した土砂災害警戒区域等の周知や自主防災組織を主体とした避難訓練の実施など警戒避難体制を強化します。

森林の荒廃対策（観光経済課）

- 県が実施する治山事業と連携して、森林の土砂災害防止機能の向上を推進します。また、森林、里山の適切な環境を維持するために、林道の維持、管理や間伐整備を実施します。

1-5 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生

火山防災（総務課）

- 浅間山火山防災協議会(※)では、浅間山の過去の火山活動を紹介するとともに、噴火した場合に予想される現象や噴火警戒レベルに関する事項、浅間山の監視体制などを記した「浅間山火山防災マップ」を作成しました。
町は「浅間山火山防災マップ」を各世帯に配布するとともに、役場や軽井沢消防署でも配布しています。
また、町は住民、自主防災組織、老人福祉施設等の管理者と連絡を密にし、平常時より避難誘導體制の整備に努めます。
別荘滞在者や観光客等の不特定多数の利用が予定されている施設の管理者に対しては利用客に「浅間山火山防災マップ」を提示するなどして火山の特性を周知するほか、噴火した場合の避難誘導に関わる計画を作成して訓練を実施するよう働きかけます。

また、平常時から浅間山火山防災協議会の関係者による顔の見える関係を構築して連携の強化を図るとともに、当該協議会が主体となって実施する防災訓練に参加するなど、浅間山の噴火に備えます。

(※) 浅間山火山防災協議会とは、活動火山対策特別措置法に基づいて、浅間山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うとともに、住民等の防災意識の向上に資することを目的に長野県、群馬県、浅間山周辺市町村、防災関係機関、火山専門家等で構成された組織です。

1-6 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

避難勧告等（総務課）

- 町は適切に避難勧告等を発令するとともに、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図るとともに、迅速に住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供します。

また、増加する外国人観光客等の滞在者に対しては、観光協会と連携して避難誘導體制の構築に取り組みます。

防災教育（総務課）（こども教育課）

- 県と連携して学校における防災教育の指針である「防災教育の手引き」を普及するなど、災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力の育成を図ります。

また、学校における防災教育と併せて、地域の実情に応じて、自主防災組織などとの連携に基づく防災教育を広く推進し、児童生徒にとってより身近な視点からの防災意識の啓発を図ります。

避難行動要支援者（保健福祉課）

- 平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成します。

また、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら「災害時住民支え合いマップ」（要配慮者がどこに住んでいて、誰が支援者となり、どこに避難させるか等の情報を表記した地図）を更新し、個別計画を作成します。

要配慮者利用施設（総務課）（保健福祉課）

- 県と連携して要配慮者利用施設の施設管理者に対し、避難確保計画の作成などを義務付ける水防法等の改正を受け、地域の実情を反映し実効性の高い計画となるよう促すとともに、計画に基づき災害発生時に利用者が迅速な避難行動をとることができるように、実効性の高い避難訓練の実施に向けた助言を行います。

聴覚障がい者の避難・情報伝達（総務課）（保健福祉課）

- 県と連携して災害時のろう者の安全を確保するため、遠隔手話通訳システムの使用や手話講座の開催等を通じて手話で避難誘導のできる住民を増やし、地域の防災力を高めます。

また、防災行政無線のみならず、コミュニケーションボード等聴覚障がい者が災害時に必要な持ち物の周知等、聴覚障がい者自らが災害に備えるための取り組みを実施します。

2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

緊急輸送路（地域整備課）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等について、国、県と連携して落石等危険箇所の防災対策や橋梁の長寿命化を推進します。

大雪による孤立（地域整備課）

- 国や県、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、大雪に伴う孤立を防止するため、道路の除排雪をはじめとして冬期交通の確保対策を推進します。

水、食料等の不足（総務課）

- 家庭における備蓄については、住民に対して災害が発生してから最低でも3日分、周囲の道路状況によっては、7日分程度の食料と飲料水の備蓄をお願いしています。引き続き、防災訓練や出前講座等で啓発活動を実施します。
また、町における備蓄については、引き続き計画的に更新します。

ヘリコプターによる救急救助、救援物資搬送（総務課）

- 陸上の道路交通が寸断した場合における救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、町は県へ消防防災ヘリコプター等の出動を要請します。

2-2 救助・救急活動等の不足

自主防災組織（総務課）

- 災害による被害を減らす「減災」の取り組みには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠です。その重要な役割を担う自主防災組織について、「こもれびの街講座」や県が実施する「自主防災組織リーダー研修」等を通じて、自主防災組織の結成や活性化を促進します。
また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進します。

消防団（消防課）

- 消防団への入団希望者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進します。
また、消防団員の資質向上を図るため、県消防学校への派遣研修や一般教養訓練の計画を策定するなど教育、訓練の充実を図ります。

消防（消防課）

- 町は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように、消防機械器具、消防施設等及び消防水利施設の整備について年次計画をたてその強化を図ります。

また、佐久広域連合消防本部との連携によりの確な応援、受援体制を整え迅速な救助活動を実施するため、施設や人員などの消防力の充実・強化を進めます。

警察との連携強化（総務課）（住民課）

- 災害時の治安悪化や交通事故の多発等を防止するとともに、広域支援をより効果的に受け入れるため、警察と平常時から情報交換や防災訓練等を実施することにより、連携体制の強化を図ります。

自衛隊との連携強化（総務課）

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や防災訓練等を実施することにより、連携体制の強化を図ります。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

民間事業所等との連携強化（総務課）

- 災害時において救助・救急にあたる医療機関等への燃料供給が滞らないよう「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」や「災害時におけるLPガスの供給等に関する協定」に基づき、長野県石油商業組合佐久支部等と平常時から防災知識の普及啓発や災害対策に関する協議を行うなど、連携体制の強化を図ります。

2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

災害時の医療支援体制の構築（総務課）

- 災害時において連携して迅速かつ的確な医療救護活動（医療救護班の派遣など）を実施するために、小諸北佐久医師会と締結した「災害時の医療救護についての協定」に基づいて、平常時から連絡先の確認など情報交換を行い、連携体制の強化を図ります。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

避難所における感染予防対策（総務課）（住民課）

- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、マスクの着用、咳エチケットを徹底するとともに、パーテーション等を配備するなど、生活空間の衛生の確保を図ります。

また、平常時から感染予防対策避難所設置訓練を実施して避難所のレイアウトや避難者の受入れ手順、感染症状のある避難者への対応方法等を確認します。

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-1 信号機の停止等による交通事故の多発

交通事故の多発防止対策（住民課）

- 警察と平常時から情報交換や訓練等を実施することにより、連携体制の強化を図り、信号機の停止等による交通事故の多発を防ぎます。

ラウンドアバウト（環状交差点）の導入（地域整備課）

- 新たなラウンドアバウトの導入にあたっては、整備地区、関係機関との調整を行い、地域特性、交通特性を十分に考慮のうえ、検討します。

3-2 町役場をはじめとする行政機関の大幅な機能低下

町の業務継続計画（総務課）

- 大規模災害発生時に、迅速に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により住民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、業務継続計画（BCP）の策定や必要な体制整備を進めます。

広域応援（総務課）

- 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく県内市町村同士の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう、県が実施する物資調達・人的支援訓練に参加するなど広域応援を実施する体制を整えます。

役場庁舎の機能確保（総務課）

- 建替えを計画している新庁舎は、大規模災害等に適切に対応できる「防災拠点としての庁舎」となるよう検討を進めます。

3-3 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

通信手段の確保（総務課）

- 非常事態に備え、警察等の無線を所有する町内の機関とあらかじめ協議し、非常通信についての協力体制を確保します。また、必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信器、災害対策用移動電源車の貸し出しを要請します。

3-4 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

情報伝達手段の強化（総務課）（住民課）

- 災害時に住民に対して災害情報を迅速に伝達するため、防災行政無線、メール配信、ホームページ、電話 FAX、SNS 等の多様な手段を用いて広報を実施します。

4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

倒木による長期間の停電（総務課）（地域整備課）

- 電力事業者と「災害時における相互協力に関する協定」を締結し、災害復旧に必要な道路通行のための倒木処理、除雪作業や電力供給施設に関する保安伐採に相互協力します。

また、樹木の所有者へ倒木による停電や交通障害を防ぐために、樹木の適正な維持管理を行うよう周知します。

再生可能エネルギーの導入拡大（総合政策課）

- 太陽光や地中熱などの再生可能エネルギーを利用した分散型のエネルギー供給体制の整備を支援するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進します。

4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

水道施設の耐震化・老朽化対策（上下水道課）

- 町水道設備の耐震化、老朽化対策や水源における風水害への対策を推進します。
また、被災した場合、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施するために、風水害・地震・火山対策マニュアルを作成します。

応急給水体制の整備（上下水道課）

- 飲料水の確保について、清浄な水の確保が可能な上水道、簡易水道、専用水道等の水源を把握し、平常時から水質等の検査を行い、災害時に備えます。
また、給水タンク等の確保を図り、飲料水の応急給水に備えます。
なお、町のみでは飲料水の給水が困難な場合など、通常想定できる規模を超える災害については、県に対し協力を要請します。

4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

汚水処理施設等（上下水道課）

- 県と連携して汚水処理施設の耐震化や、マンホールの浮上防止対策を推進するほか、老朽化対策として汚水処理施設のストックマネジメント計画を作成します。

4-4 地域交通ネットワークが分断する事態

道路の整備（地域整備課）

- 災害時においても道路交通ネットワークが確保できるよう、県、周辺市町と連携して広域道路交通網の整備と基幹となる町道の整備を推進します。

路線バス等地域公共交通の確保（住民課）

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者等との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図ります。

5 流通・経済活動を停滞させないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

観光と農業の連携も含めた商工業の振興（観光経済課）

- 農業、商工、観光が連携して産業間の連携強化、軽井沢ブランド商品の充実、軽井沢らしい地域産業の活性化を図ります。また、商工会と連携して、軽井沢ブランドのさらなる認定の推進や既存商店街の活性化への取り組みを支援し、住民・滞在客が買い物をしたくなる環境づくりを進めます。

さらに、中小企業への融資あっせん、利子補給、保証料補給を実施するとともに、商工会と連携し多様な助成制度の周知等、経営支援に努めています。

企業の事業継続計画（BCP）の策定促進（総務課）

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCPの策定を促進します。

5-2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止

高速道路（総務課）

- 高速道路の機能を最大限に活用し、町内の避難所等に迅速に物資供給や人的支援を実行できるように、道路管理者と連携して適切な交通規制によって効率的な道路運用を図ります。

鉄道（総務課）（住民課）

- 鉄道事業者と「大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定」を締結し、帰宅困難者の避難誘導や退避場所の確保等について相互協力します。
また、復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取り組みを促進します。

道路の代替性の確保（地域整備課）

- 災害時における幹線道路ネットワークの適切な代替性の確保について、県との連携を図ります。

5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞

備蓄、物資の供給（総務課）

- 広範囲にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、町の備蓄だけでは食料供給が困難な場合に備え、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づいて、他の市町村が実施する防災訓練に相互に参加するなど、県や周辺市町村との連携を強化します。

6 二次的な被害を発生させないこと

6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

土石流、地すべり（総務課）

- 大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害発生に備えるために、国や県と連携して小型無人機を活用するなど安全を確保したうえで、現地調査を実施するとともに、迅速に応急対策工事と警戒避難体制の構築を実施します。

また、地震発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生する可能性があります。このため、震度5強以上の震度を観測した場合は、長野地方气象台と県が協議の上、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

6-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

ため池ハザードマップ作成の推進（地域整備課）

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」を作成して公表します。

ため池の耐震対策（地域整備課）

- 下流への影響が大きいため池については、点検、耐震診断を実施し、補強の必要なため池については、耐震化工事を実施します。

6-3 有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出防止対策の推進（消防課）

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進します。

また、防災体制をあらかじめ整えておくために、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するよう働きかけます。

6-4 農地・森林等の荒廃

農地・農業用施設等の保全管理の推進（観光経済課）（地域整備課）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進します。

森林維持の推進（観光経済課）

- 県と連携して間伐を中心とした森林づくりを計画的に進めるなど、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進します。

6-5 観光や地域農産物に対する風評被害

風評被害の防止（総務課）（住民課）

- 国や県等と連携してホームページ等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害の防止に努めます。

海外に対する情報提供（観光経済課）

- 国や県、関係団体等と連携し海外に向け被災状況や復旧状況の正確な情報発信に努めます。

6-6 避難所等における環境の悪化

避難所の環境対策（総務課）

- 東日本大震災等の教訓を踏まえ、避難所における良好な生活環境確保のため、避難所における日用生活品の備蓄を推進するとともに、被災者ニーズにあった環境整備を推進します。
特に、プライバシー確保のための簡易間仕切り等の備蓄を推進します。

避難者の健康状態（保健福祉課）

- 避難者の健康を確保するために、保健師による健康状態の把握、健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置、まん延防止措置、管理栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行います。
また、県と連携して、県から保健師等の派遣を受け、避難者の感染防止及び心身の健康支援を行います。

要配慮者に対する対応（保健福祉課）

- 要配慮者の方が適切な避難生活を送ることができるよう、県と連携して福祉避難所への移動基準等を整備します。
また、「災害時住民支え合いマップ」や国のガイドライン等を活用し、要配慮者の方が避難所への受け入れを断られないことがないよう、適正な避難所の運営管理に努めます。

7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻るこ

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

大規模災害時の災害廃棄物処理体制の整備（環境課）

- 町は、「軽井沢町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、災害廃棄物について、国、県、町、住民、事業者がそれぞれの役割に応じて連携、協力し、適正かつ円滑、迅速な処理を行います。
また、発災直後から分別するとともに、積極的な再利用などにより、廃棄物が減量化されるよう努めます。

7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

道路啓開等（総務課）（住民課）（環境課）（地域整備課）

- 町は発災後、直ちに町道等のパトロールを行い通行可能な道路を把握します。
災害復旧作業及び救援活動を実施するうえで、倒壊物件等の障害物がある場合は、緊急輸送道路を優先してその除去作業を行います。
道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等を命じます。
なお、運転者等がない場合で災害応急対策に著しい支障をきたす場合は、警察署や県に協力を求め、車両の移動を行います。

7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

被災者生活再建支援金等による支援（総務課）（住民課）

- 被災者生活再建支援金の支給や状況に応じて町営住宅への優先入居の措置を講じる等の支援を行います。

7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

自主防災組織（総務課）

- 災害による被害を減らす「減災」の取り組みには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠です。その重要な役割を担う自主防災組織について、「こもれびの街講座」や県が実施する「自主防災組織リーダー研修」等を通じて、自主防災組織の結成や活性化を促進します。
また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進します。

別表

別表1 重要業績指標 (KPI) 一覧

基本目標	起きてはならない最悪の事態	指標	現況	目標	備考
1 人命の保護が最大限図られること	1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	住宅及び別荘の耐震化率 (%)	72.4 (H25)	95 (R7)	軽井沢町耐震改修促進計画
		町道無電柱化延長 (km)	1.3 (R2)	現況を維持	
	1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	多数の者が利用する施設の耐震化率 (%)	98.3 (H25)	100 (R7)	軽井沢町耐震改修促進計画
	1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	西ノ河原川整備累計延長 (m)	380 (H28)	1,000 (R4)	第5次軽井沢町長期振興計画
	1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	避難所を把握している住民の割合 (%)	76 (H28)	100 (R4)	第5次軽井沢町長期振興計画
	1-5 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	浅間山広域避難計画の策定	策定着手 (R2)	策定完了 (R5)	
	1-6 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	災害時住民支え合いマップの作成地区数 (区)	30 (H28)	現状を維持	
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1 長期にわたる孤立集落等の発生 (大雪を含む) や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	設定指標なし	—	—	
		災害用備蓄品の配分 (箇所)	10 (H28)	15 (R4)	第5次軽井沢町長期振興計画
	2-2 救助・救急活動等の不足	自主防災組織結成数 (団体)	9 (H28)	15 (R4)	第5次軽井沢町長期振興計画
		消防団員数 (人)	305 (H28)	362 (R4)	第5次軽井沢町長期振興計画
	2-3	設定指標なし	—	—	

基本目標	起きてはならない最悪の事態	指標	現況	目標	備考
	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				
	2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	設定指標なし	—	—	
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	感染症予防対策避難訓練の年間実施回数(回)	1 (R2)	現状を維持	
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1 信号機の停止等による交通事故の多発	設定指標なし	—	—	
	3-2 町役場をはじめとする行政機関の大幅な機能低下	設定指標なし	—	—	
	3-3 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	設定指標なし	—	—	
	3-4 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	Lアラートの運用	運用開始 (H27)	現状を維持	
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	設置された住宅用太陽光発電システムの最大出力の合計(kw)	1,273 (H28)	2,000 (R4)	第5次軽井沢町長期振興計画
		地中熱を利用した町道融雪施設の整備箇所数(か所)	0 (H28)	6 (R4)	第5次軽井沢町長期振興計画
	4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	水道施設の自家発電機導入率(%)	17 (R2)	25 (R4)	
	4-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	公共下水道污水处理施設等の自家発電機導入率(%)	66 (R2)	75 (R4)	
		農業集落排水施設の機能診断実施地区割合(%)	50 (R2)	100 (R4)	
	4-4 地域交通ネット	町が指定する緊急輸送路の供用延長(km)	147.9 (R2)	現状を維持	

基本目標	起きてはならない最悪の事態	指標	現況	目標	備考
	ワークが分断する事態	狭あい道路整備面積 (㎡) (平成 21 年度からの累計)	3,141 (H28)	4,000 (R4)	第5次軽井沢町長期振興計画
5 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	軽井沢ブランドの認定数	12件 (H28)	19件 (R4)	第5次軽井沢町長期振興計画
	5-2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止	設定指標なし	—	—	
	5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞	設定指標なし	—	—	
6 二次的な被害を発生させないこと	6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	避難所を把握している住民の割合 (%)	76 (H28)	100 (R4)	第5次軽井沢町長期振興計画
	6-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	ため池ハザードマップの作成箇所数 (箇所)	2 (R2)	現状を維持	
	6-3 有害物質の大規模拡散・流出	設定指標なし	—	—	
	6-4 農地・森林等の荒廃	設定指標なし	—	—	
	6-5 観光や地域農産物に対する風評被害	設定指標なし	—	—	
	6-6 避難所等における環境の悪化	避難所間仕切りテントの備蓄数 (張)	110 (R2)	340 (R4)	
	7 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	設定指標なし	—	—
7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態		設定指標なし	—	—	
7-3		設定指標なし	—	—	

基本目標	起きてはならない最悪の事態	指標	現況	目標	備考
	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態				
	7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	自主防災組織結成数（団体）	9 (H28)	15 (R 4)	第5次軽井沢町長期復興計画

別表2 個別の事業一覧（軽井沢町国土強靱化地域計画に基づく主な事業）

基本目標	起きてはならない最悪の事態	個別の事業名	担当課	備考
1 人命の保護が最大限図られること	1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	住宅安全対策事業 (宅地耐震化推進事業調査委託)	地域整備課	
		幹線道路整備事業 (県工事割負担金・県道電線共同溝工事負担金他)	地域整備課	
		町営住宅整備事業 (中軽井沢団地自動火災報知設備改修工事他)	住民課	
	1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	公園施設維持管理事業 (離山公園落石防護柵設置工事)	地域整備課	
		保育園、児童館及び子育て支援センター改修等整備事業(南地区複合施設建設工事他)	こども教育課	
		重要文化財保護事業（旧三笠ホテル建造物保存修理工事）	生涯学習課	
	1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	農業用水維持管理事業 (御影用水上堰防災減災対策事業負担金)	地域整備課	
		河川整備事業 (西ノ河原川整備事業・河川台帳整備・河川修繕料)	地域整備課	
	1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	土砂災害防災マップを活用した避難所の周知	総務課	6-1 にも記載
		森林環境整備事業 (森林経営管理意向調査委託他)	観光経済課	6-4 にも記載
	1-5 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	浅間山火山防災協議会負担金 (浅間山広域避難計画策定)	総務課	
	1-6 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	防災行政無線整備事業	総務課	3-3、3-4 にも記載
		地域福祉ネットワーク事業委託	保健福祉課	
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	道路橋梁総務一般事業 (道路台帳補正委託)	地域整備課	
		路面凍結防止施設維持管理事業(無散水設備点検委託他)	地域整備課	
		道路維持管理事業 (町道舗装補修工事他)	地域整備課	
		橋梁維持管理事業 (橋梁長寿命化補修工事・湯川橋架替工事他)	地域整備課	
		道路維持管理事業 (路面除雪委託他)	地域整備課	
		道路維持管理事業 (道路関連修繕料他)	地域整備課	
		防災備蓄資機材購入及び防災施設整備 (備蓄食料品購入)	総務課	2-5、6-6 にも記載

基本目標	起きてはならない最悪の事態	個別の事業名	担当課	備考
	2-2 救助・救急活動等の不足	自主防災組織活動育成事業	総務課	7-4 にも記載
		消防団運営事業 (消防団 消防ポンプ自動車購入他)	消防課	
		消防施設整備事業 (消防団警鐘楼建替他)	消防課	
		広域消防事業 (佐久広域連合負担金)	消防課	6-3 にも記載
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 災害時における LP ガスの供給等に関する協定	総務課	
	2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	災害時の医療救護についての協定	総務課	
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	防災備蓄資機材購入及び防災施設整備 (備蓄食料品購入)	総務課	2-1、6-6 にも記載	
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1 信号機の停止等による交通事故の多発	第10次軽井沢町交通安全計画	住民課	7-2 にも記載
		ラウンドアバウト普及促進協議会負担金	地域整備課	
	3-2 町役場をはじめとする行政機関の大幅な機能低下	長野県市町村災害時相互応援協定	総務課	5-3 にも記載
		庁舎改築周辺整備事業	総務課	
	3-3 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	防災行政無線整備事業	総務課	1-6、3-4 にも記載
	3-4 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	防災行政無線整備事業	総務課	1-6、3-3 にも記載
		広報広聴事務事業 (広報かるいざわ発行事業他)	住民課	
	4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	災害時における相互協力に関する協定	総務課
新エネルギー啓発事業 (役場庁舎急速充電器設置工事・太陽光発電システム他)			総合政策課	
4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止		上水道安定供給事業 (浅麓水道企業団受水費、水質検査手数料)	上下水道課	
		配水管改良工事他 (配水管改良工事、水道施設整備他)	上下水道課	

基本目標	起きてはならない最悪の事態	個別の事業名	担当課	備考	
		上水道施設 加圧・送水・揚水・取水ポンプ交換他	上下水道課		
	4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	社会資本整備総合交付金下水道ストックマネジメント事業経費	上下水道課		
		公共下水道事業 (軽井沢処理区経費)	上下水道課		
		公共下水道事業 (軽井沢西処理区経費)	上下水道課		
		社会資本整備総合交付金発地処理区統合事業経費(管渠他工事)	上下水道課		
		社会資本整備総合交付金管渠整備経費(古宿管路施設工事)	上下水道課		
		公共下水道事業 (浅麓汚泥再生処理センター経費他)	上下水道課		
		公共下水道事業 (軽井沢処理区施設管理経費)	上下水道課		
		公共下水道事業 (軽井沢西処理区施設管理経費)	上下水道課		
		農業集落排水事業 (発地処理区施設管理経費)	上下水道課		
		農業集落排水事業 (茂沢処理区施設管理経費)	上下水道課		
		4-4 地域交通ネットワークが分断する事態	都市計画見直事業 (都市計画マスタープラン見直し業務委託他)	地域整備課	
			道路新設整備事業 (新幹線側道用地取得)	地域整備課	
	道路新設改良事業 (追分石小屋地区整備事業)		地域整備課		
	狭あい道路整備事業 (後退用地購入・測量等委託他)		地域整備課		
	町内循環バス運行委託事業(東・南、北廻り線、西コース運行)		住民課		
5 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	商工振興事業 (中小企業融資制度)	観光経済課		
		商工振興事業 (商工会運営補助他)	観光経済課		
		農業振興事業 (そば生産振興補助他)	観光経済課		
5-2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止	大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定		総務課		
		地方鉄道活性化・再生事業(しなの鉄道増便事業、車両更新負担金他)	住民課		
5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞	長野県市町村災害時相互応援協定	総務課		3-2 にも記載	
6 二次的な被害を発生させない	6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	土砂災害防災マップを活用した避難所の周知	総務課	1-4 にも記載	

基本目標	起きてはならない最悪の事態	個別の事業名	担当課	備考
いこと	6-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	ため池ハザードマップ作成事業	地域整備課	
	6-3 有害物質の大規模拡散・流出	広域消防事業 (佐久広域連合負担金)	消防課	2-2 にも記載
	6-4 農地・森林等の荒廃	馬取地区圃場整備事業 (県営土地改良事業負担金(実施設計)他)	観光経済課	
		農道整備事業 (農道改良舗装工事他)	地域整備課	
		農業用水路改修事業 (用水路改修工事他)	地域整備課	
	6-5 観光や地域農産物に対する風評被害	森林環境整備事業 (森林経営管理意向調査委託他)	観光経済課	1-4 にも記載
6-6 避難所等における環境の悪化	観光宣伝事業 (観光客動態調査委託・国内誘客推進・海外誘客宣伝他)	観光経済課		
	防災備蓄資機材購入及び防災施設整備 (備蓄食料品購入)	総務課	2-1、2-5 にも記載	
7 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	町社会福祉協議会補助事業	保健福祉課	
		浅麓環境施設組合分担金	環境課	
		佐久市・軽井沢町清掃施設組合分担金	環境課	
		佐久市・北佐久郡環境施設組合分担金	環境課	
		循環型社会の形成事業 (佐久市道南北線負担金)	環境課	
		ごみ指定袋作製委託	環境課	
		一般廃棄物収集運搬委託	環境課	
		可燃ごみ・不燃物運搬処理委託	環境課	
		容器包装プラスチック分別作業委託	環境課	
		粗大ごみ処理施設維持管理経費	環境課	
	じん芥処理場整備事業経費(容器包装プラスチック圧縮梱包機修繕)	環境課		
	7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	防災備蓄資機材購入及び防災施設整備 (備蓄食料品購入)	総務課	4-1 にも記載
		第10次軽井沢町交通安全計画	住民課	3-1 にも記載
7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	被災者生活再建支援制度支援金	住民課		
7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	自主防災組織活動育成事業	総務課	2-2 にも記載	

別表3 主な事業箇所一覧（令和3年度予定）

種別	事業名	箇所名	内容	整備目標	第4章 推進方針 の番号	担当課
消防施設工事	中軽井沢団地自動火災報知器設備改修工事	町営中軽井沢団地	自動火災報知設備改修工事	完成	1-1	住民課
道路整備事業	ラウンドアバウト整備・推進	町内一円	施設の整備及び推進	施設整備	3-1	地域整備課
道路整備事業	町内橋梁	町内一円	橋梁修繕	橋梁長寿命化	4-4	地域整備課
道路整備事業	町道女街道線	風越地区	舗装修繕	舗装長寿命化	4-4	地域整備課
道路整備事業	町道油井杉瓜線	油井・杉瓜地区	舗装修繕	舗装長寿命化	4-4	地域整備課
道路整備事業	町道離山線	離山地区	舗装修繕	舗装長寿命化	4-4	地域整備課
公共下水道事業	ストックマネジメント事業	下水道事業計画区域	下水道施設の改築・更新	施設更新	4-3	上下水道課
農業集落排水事業	ストックマネジメント事業	農業集落排水区域	農業集落排水施設の改築・更新	施設更新	4-3	上下水道課
合併処理浄化槽事業	合併処理浄化槽設置事業	町内	合併処理浄化槽設置補助	施設整備	4-3	上下水道課

種別	事業名	箇所名	内容	整備目標	第4章 推進方針 の番号	担当課
建築一式工事	南地区複合施設建設工事	発地地区	南地区児童館及び発地公民館の複合施設の新設工事	完成	1-2	こども教育課
建築一式工事	南地区児童館解体工事	発地地区	複合施設新設に伴う既存建物の解体工事	完了	1-2	こども教育課
建築一式工事	旧軽井沢公民館建築工事	旧軽井沢地区	旧軽井沢公民館建築工事	完成	1-2	生涯学習課
建築一式工事	旧三笠ホテル建造物保存修理付帯工事	旧軽井沢地区	建造物保存修理付帯工事	完成	1-2	生涯学習課